改正後

（警察庁の定員）

第一条　警察庁の各内部部局別、各附属機関別及び地方機関の定員は、次のとおりとする。

区分	定員	備考
内部部局		
長官官房	七一六人	警察庁長官、次長各一人を含む。
生活安全局	一九六人	うち、二人は、国立国会図書館支部警察庁図書館の定員とする。
刑事局	三六三人	
組織犯罪対策部	三一五人	組織犯罪対策部の定員を除く。
交通局	一八五人	
警備局	一六四人	外事情報部及び警備運用部の定員を除く。
外事情報部	二六〇人	
警備運用部	一三八人	
サイバー警察局	二四三人	
計	二、五八〇人	うち、一、四五五人は、警察官とする。

［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（警衛要則の一部改正）

第二条　警衛要則（昭和五十四年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（随従員）	（随従員）
第六条　随従員は、行幸啓に随従して警衛に当たるものとし、行幸の場合は次に掲げる者、行啓の場合は長官が定める者をもって充てる。	**第六条**　［同上］
一　［略］	一　［同上］
二　警察庁の警衛主管課長若しくは警衛指導室長又は長官が指定する者	二　警察庁の警衛主管課長若しくは警衛室長又は長官が指定する者
［三～五　略］	［三～五　同上］
［2～6　略］	［2～6　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に基づく事務の実施に関する規則の一部改正）

第三条　犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に基づく事務の実施に関する規則（平成十九年国家公安委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（通知の受理）	（通知の受理）
第四条　警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課長（以下「組織犯罪対策第一課長」という。）は、法第八条第五項の規定による通知（以下この条、次条及び第十四条第一項第一号において単に「通知」という。）があったときは、当該通知に係る記録を作成するとともに、当該通知を行った者に対し、別記様式第一号により作成した受理書を交付しなければならない。	**第四条**　警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課長（以下「組織犯罪対策企画課長」という。）は、法第八条第五項の規定による通知（以下この条、次条及び第十四条第一項第一号において単に「通知」という。）があったときは、当該通知に係る記録を作成するとともに、当該通知を行った者に対し、別記様式第一号により作成した受理書を交付しなければならない。

改正後

（警察庁の定員）

第一条　［同上］

区分	定員	備考
内部部局		
長官官房	七一六人	警察庁長官、次長各一人を含む。
生活安全局	一九六人	うち、二人は、国立国会図書館支部警察庁図書館の定員とする。
刑事局	三六三人	
組織犯罪対策部	三一六人	組織犯罪対策部の定員を除く。
交通局	一八五人	
警備局	一七〇人	外事情報部及び警備運用部の定員を除く。
外事情報部	二六九人	
警備運用部	一二二人	
サイバー警察局	二四三人	
計	二、五八〇人	うち、一、四五五人は、警察官とする。

［同上］

改正後	改正前
（随従員）	（随従員）
第六条　［同上］	**第六条**　［同上］
一　［同上］	一　［同上］
二　警察庁の警衛主管課長若しくは警衛室長又は長官が指定する者	二　警察庁の警衛主管課長若しくは警衛指導室長又は長官が指定する者
［三～五　同上］	［三～五　同上］
［2～6　同上］	［2～6　同上］

改正後	改正前
（通知の受理）	（通知の受理）
第四条　警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課長（以下「組織犯罪対策企画課長」という。）は、法第八条第五項の規定による通知（以下この条、次条及び第十四条第一項第一号において単に「通知」という。）があったときは、当該通知に係る記録を作成するとともに、当該通知を行った者に対し、別記様式第一号により作成した受理書を交付しなければならない。	**第四条**　警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課長（以下「組織犯罪対策第一課長」という。）は、法第八条第五項の規定による通知（以下この条、次条及び第十四条第一項第一号において単に「通知」という。）があったときは、当該通知に係る記録を作成するとともに、当該通知を行った者に対し、別記様式第一号により作成した受理書を交付しなければならない。